

情報公開規程

制定：平成 19 年 12 月 19 日
最終改訂：平成 21 年 12 月 1 日

一般社団法人
サステナビリティ情報審査協会

1 目的

- (1) 本規程は、サステナビリティ情報審査協会（以下「当協会」という）の情報の公開に関して必要な事項を定める。

2 方針

- (1) 当協会は、活動及び審査機関によるサステナビリティ報告書等の審査の透明性及び信頼性を確保するため、協会活動に関わる情報を適時に公開することとする。
- (2) 情報の公開にあたっては、個人情報その他情報の取り扱いに十分注意し、情報セキュリティ管理規程を厳格に遵守するものとする。

3 公開する情報

- (1) 公開する情報は、当協会の活動全般に関わる以下の情報とする。
 - ① 組織図
 - ② 役員
 - ③ サステナビリティ報告書等審査実務指針及び審査・登録マークの付与基準
 - ④ 審査・登録マークが付与されたサステナビリティ報告書等
 - ⑤ 審査機関および会員の名称及び連絡先等
 - ⑥ 審査の品質管理に関わる情報
 - ⑦ 上記以外で、サステナビリティ報告書等審査・登録制度について、公開が必要と理事会が認めた情報

4 情報公開の手段

- (1) 情報公開は、情報の内容に応じて、次に掲げる手段により行う。
 - ① インターネットホームページへの掲載
 - ② 協会事務局への文書の備え置き
 - ③ 新聞紙への掲載、印刷物の発行等
 - ④ 電話等による問い合わせへの回答
 - ⑤ その他適切な手段

改訂履歴

- ・平成 19 年 12 月 19 日改訂
- ・平成 21 年 12 月 1 日改訂（最終改訂）